

介護ファミサボ Q&A

Q1.会員になりたいのですが、どうすればいいの？

A. 援助をしてほしい方(依頼会員)は、下記の問い合わせ先までご連絡下さい。援助活動をしたい方(協力会員)は、養成講座を受講していただく必要があります。後日、ご案内をさせていただきますので、ご連絡下さい。

Q2.どんな依頼が多いですか？

A. 家の中の掃除や、ゴミの分別のお手伝いが増えています。

Q3.通院時の付き添いは、車での送迎もしてもらえますか？

A. 会員の運転する車への同乗はできません。公共交通機関またはタクシーを利用しての付添いとなります。

会員募集

お問い合わせ・お申し込み

● かとう介護ファミリーサポートセンター

(加東市社会福祉協議会)

加東市社26番地

電話 : 0795-42-2006

ファックス : 0795-42-9039

● 加東市役所 健康福祉部 高齢介護課

加東市社50番地

電話 : 0795-43-0440

ファックス : 0795-42-1735

かとう 介護ファミリーサポートセンター

会員募集中

手助けできる方、してほしい方を募集しています

困っているので、
手伝ってもらいたい

はい！
いいですよ！



依頼会員

協力会員

～地域で支えあい生きる喜びを分かち合うまち

援助をしてほしい高齢者(依頼会員)と援助活動をしたい方(協力会員)を結び、話し相手や家の中の整理、簡単な家事、買い物などの外出時の付き添いをお手伝いします。

高齢者になっても住み慣れた地域で安心して豊かな生活を送つていけるよう、「介護ファミサボ」にあなたも参加しませんか。

加東市社会福祉協議会

援助内容

高齢者が日常生活を送る上で、簡単な手助けがあれば、地域で安心して生活ができるように援助をします。

援助活動にあたっては、コーディネーターが、希望される援助内容を聞き双方の会員と調整します。援助内容の例として、

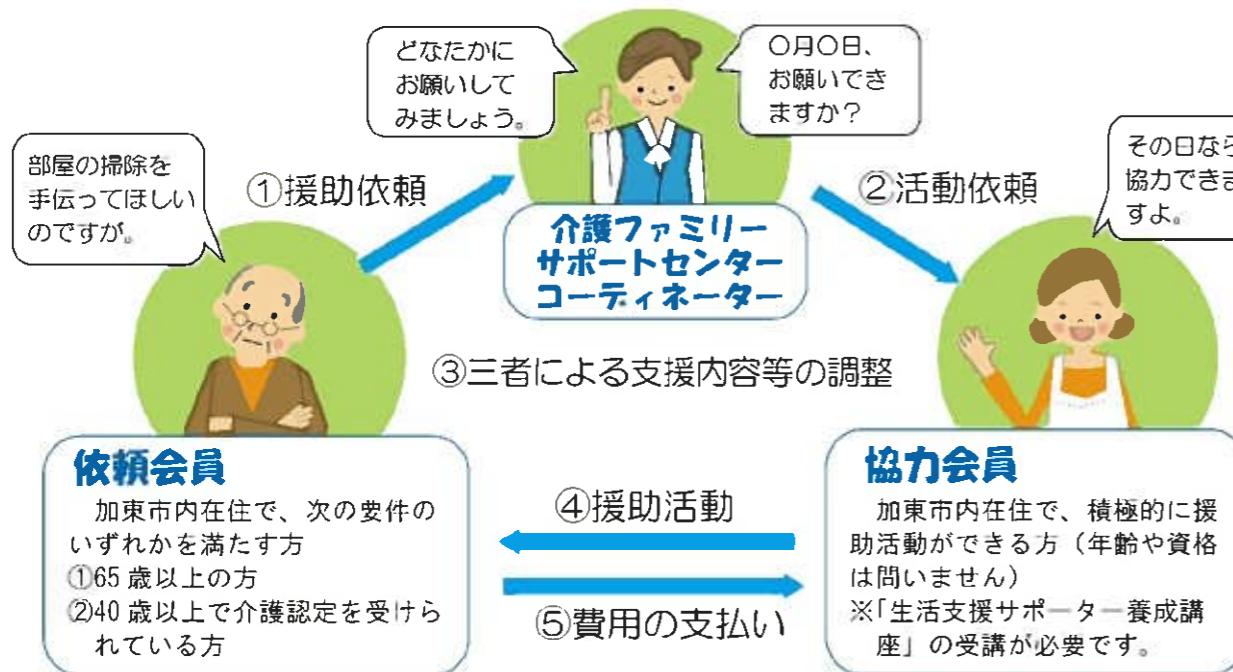
- ① 簡単な家の中の掃除、買物、食事の準備、後片付け、洗濯等の家事
- ② 通院、買物等の外出時の付き添い
- ③ 話し相手、見守り などです。

会員相互の同意に基づく活動であるため、必ずしも希望の援助が受けられるとは限りません。また、高齢者の状態や病状によっては、希望の援助が受けられない場合もあります。

※ 次のような援助活動は行いません。

- ① 車に会員が同乗すること（事故が起きた場合、補償保険適用となりません）
- ② 寝たきりの高齢者等に対する重度の介護
- ③ 医療関連行為など特定の資格や特殊な機械器具等が必要な専門的な介護
- ④ 高齢者本人にかかわる内容以外の援助
- ⑤ 金銭にかかわること

介護ファミリーサポートセンターの仕組み



利用時間と報酬

利用時間	報酬額
平日午前8時から午後6時まで	30分当たり 250円

- 最初の30分までは、それに満たない場合でも30分とみなします。
- 相互援助活動の時間を延長したときは、30分ごとに250円ずつ増額とします。
- 利用時間とは、協力会員が相互援助活動を開始してから終了するまでの時間とします。
- その他相互援助活動に関し必要経費が発生した場合は、依頼会員の実費負担とします。
- 交通費については、買物等お店までの往復を1回100円とし、依頼会員が協力会員へ支払います。ただし、市内と加東市に隣接市町の範囲とします。
- 利用当日の取消については、取消料金をいただきます。

補償保険

- 会員になると補償保険に加入することになります。
保険の掛け金の会員負担はありません。

※ センターへ連絡なしに会員同士で援助活動の交渉を行った場合、補償保険は適用されませんので、活動交渉は必ずセンターを通してください。

※ 活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡してください。

会員登録方法

- 高齢介護課または社会福祉協議会へご連絡ください。コーディネーターから説明をさせていただき、申請後、今後の調整をします。

※ 登録に必要な写真は、申請当日または後日コーディネーターが訪問したときに撮るため添付の必要はありません。